

2021年9月22日

各 位

太陽石油株式会社

当社四国事業所での高圧ガス保安法上の不備に関する愛媛県からの行政処分について

当社（社長：岡豊）は、本日、愛媛県より四国事業所（愛媛県今治市）における高圧ガス保安法上の不備に関して、行政処分を受けましたのでお知らせ致します。

当社では、この事態を厳粛に受け止め、2021年4月28日付で代表取締役を委員長とし外部の有識者を加えた「再発防止委員会」を設置、原因究明並びにその対策について取り纏めました。

今後は、二度とこのような事態が起きないように、全社を挙げて法令遵守と再発防止に取り組み、皆様からの信頼回復に努めて参ります。また、関係先の皆様をはじめ多くの方々に多大なるご心配、ご迷惑をお掛け致しましたこと、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 行政処分の内容

- ・危害予防規程変更命令（高圧ガス保安法第26条第2項）
- ・危害予防規程遵守命令（ 〃 第26条第4項）
- ・従業員に危害予防規程を遵守させるために必要な措置の命令（ 〃 第26条第4項）

2. 行政処分の原因となった事実

2011年4月から2021年3月までの10年間において、計67件の高圧ガス保安法に抵触する違反が確認されました。不備の概要は、次の通りです。

不備内容	件数
変更工事の未許可施工及び完成検査の未受検	7
変更工事（軽微なもの）の未届け	29
漏えい事故の未届け	20
漏えい事故の応急措置の未実施及び継続使用	2
事故の帳簿の不存在及び記載の不備	7
危害予防規程の不履行	2

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

本社総務部 CSR 推進グループ（坂本）

TEL：03-5521-9862

E-mail：koho@mail.taiyooil.co.jp